

公益財団法人世田谷区保健センター評議員及び役員の
報酬等及び費用弁償に関する規程

昭和 52 年 3 月 31 日

財世保規程第 3 号

(適用範囲)

第 1 条 公益財団法人世田谷区保健センターの評議員及び役員（理事及び監事をいい、世田谷区の職員を除く。）に対しては、この規程の定めるところにより報酬等を支払う。

2 常勤の役員（世田谷区の職員を除く。）に対しては、この規程の定めるところにより報酬、通勤手当及び期末手当を支払うものとする。

一部改正〔平成 4 年規程 7 号・6 年 1 号・22 年 6 号〕

(報酬の額)

第 2 条 評議員及び役員（世田谷区の職員及び常勤の役員を除く。）の報酬は、勤務 1 日につき別表第 1 に定める額とし、役員の報酬については、各年度の総額が 1,840,000 円を超えない範囲内とする。

2 常勤の役員（前条第 2 項の常勤の役員をいう。次条及び第 4 条において同じ。）の報酬は月額とし、別表第 2 に定める額とする。

一部改正〔平成 4 年規程 7 号・6 年 1 号・22 年 6 号〕

(通勤手当)

第 3 条 前条に定める報酬のほか、常勤の役員には、報酬とは別に通勤手当を支給することができる。

追加〔平成 22 年規程 6 号〕

(期末手当)

第 4 条 常勤の役員には、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額は、報酬月額に別表第 2 に定める月数を乗じて得た額とする。

一部改正〔平成 4 年規程 7 号・22 年 6 号〕

(新たに就任したときの報酬等)

第 5 条 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支払い、報酬額に異動を生じた場合にはその日から新たに定められた報酬を支払う。

2 前項の規定により報酬を支払う場合であって、月の初日から支給するとき以外のときはその報酬支払額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基準として日割りによって計算する。

一部改正〔平成 6 年規程 1 号・22 年 6 号〕

(退任時の報酬)

第6条 常勤の役員が死亡したときは、当該死亡した日の属する月の報酬全額を支払う。

- 2 常勤の役員が死亡以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し、又は解任された日までの報酬を支払う。この場合において、その支払額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

一部改正〔平成6年規程1号・22年6号〕

(費用弁償)

第7条 評議員及び役員には、費用を弁償することができる。

- 2 評議員及び役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。旅費の種類及び支給方法は、公益財団法人世田谷区保健センター旅費規程(昭和52年3月財世保規程第5号)の定めるところによる。

全部改正〔平成6年規程1号〕

一部改正〔平成22年規程6号〕

(報酬等の支給方法)

第8条 評議員及び役員の報酬は、その全額を通貨で、直接評議員及び役員に支払うものとする。

ただし、評議員及び役員から申出があった場合には、本人が指定する銀行の本人名義の口座への振り込みの方法により支払うことができる。

- 2 常勤の役員の報酬、通勤手当及び期末手当の支給方法、支給手続その他については、この規程に定めるほか、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程(昭和52年3月31日財世保規程第4号)の例による。

一部改正〔平成22年規程6号〕

付 則

この規程は、昭和52年3月31日から施行し、昭和51年11月1日から適用する。

付 則(昭和55年2月5日規程第1号)

(施行期日)

1. この規程は、昭和55年2月5日から施行し、この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター役員の報酬等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の別表の規程は、昭和54年12月1日から施行する。

(報酬の内払)

2. この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター役員の報酬等に関する規程の規定

に基づいて昭和 54 年 12 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に昭和 54 年 12 月 1 日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。

付 則（昭和 56 年 3 月 31 日規程第 1 号）

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 59 年 9 月 4 日規程第 4 号）

（施行期日）

1. この規程は、昭和 59 年 9 月 4 日から施行し、この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター役員の報酬等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の別表の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

（報酬の内払）

2. この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター役員の報酬等に関する規程の規定に基づいて、昭和 59 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に昭和 59 年 4 月 1 日以後の分として、役員に支払われた報酬は、改正後の規程による報酬の内払とみなす。

付 則（平成 2 年 7 月 11 日規程第 1 号）

この規程は、平成 2 年 7 月 11 日から施行し、平成 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 7 月 22 日規程第 7 号）

この規程は、平成 4 年 7 月 22 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 2 月 9 日規程第 1 号）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 9 日規程第 6 号）

この規程は、公益法人の移行登記の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 11 日規程第 1 号）

この規程は、平成 23 年 3 月 11 日から施行し、平成 23 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日規程第 12 号）

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 25 日規程第 4 号）

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 12 日規程第 2 号）

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 4 日規程第 3 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 9 日規程第 3 号）

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の期末手当に係る部分については、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 4 日規程第 5 号）

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の期末手当に係る部分については、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 2 日規程第 7 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 6 日規程第 3 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の期末手当に係る部分については、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 5 日規程第 4 号）

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の期末手当に係る部分については、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 3 日規程第 4 号）

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の期末手当に係る部分については、令和元年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 日規程第 2 号）

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の期末手当に係る部分については、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 12 月 6 日規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の期末手当に係る部分については、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 1 日規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 12 月 6 日規程第 3 号）

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の期末手当に係る部分については、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

別表第1（第2条）

対 象	報 酬 額
評議員及び役員	1日につき 20,000円

別表第2（第2条 第4条）

対 象	報酬月額	期末手当	総額／年度
常勤の役員 （理事長職）	424,900円	3.80箇月	6,713,420円
常勤の役員 （常務理事職）	416,400円		6,579,120円